

答 申 第 189 号
平成17年2月10日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年10月13日付け知第16号で提出された下記諮問について、次のとおり答申します。

記

平成11年9月7日付け知第1号の66で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定を取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成11年9月7日付け秘第1号の66で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、公開の席上（平成11年9月14日、情報公開個人情報センター）において、総務部秘書課職員等に対し、「公文書の一部を公開しない理由」欄には、具体的な理由を記載する義務が実施機関にあり、千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号、以下「旧条例」という。）の条文を、そのまま記載することは違法であると指摘した。

また、他の実施機関は「社会的信用を損なうと認められる」との非公開理由は用いていないことを指摘して、このままでは不服申立てを行なわざるを得ないと撤回を求めたが、同職員等は応じなかった。上記経緯から、本件の非公開部分に「社会的信用を損なうと認められる」情報が存在することが確認された。本件「支出負担行為支出伝票」に係る商取引は、「説明」欄に「複写機印刷代（12月分）秘書課」と記されていることから「社会的信用を損なうと認められる」商取引であって、行政機関に認められない商取引である。

「社会的信用を損なうと認められる」商取引を認識しながらその改善を行わず、公開請求に対し当該取引を県民の目から隠すための非公開処理を公然と実施することは、違法行為の上塗りの誇りを免れない。直ちに上記取引の打切りと当該文書の公開を求める。

- (2) 行政に求められているのは、行き過ぎた競争の制限と大きく「社会問題化した」経済弱者の救済だけである。自由競争により生ずる経済問題（「競争上の不利益」を含む。）は、公開条例とは関連ない問題である。行政には市場原理に則り、行政と取引のある法人等の経済活動を公平かつ活発に競争させる第一義的義務があり、それが県民の利益と合致する。

公文書を公開することで自由競争が激化し、競争に敗れる業者が出るおそれがあるからと言って、それを「公文書の一部を公開しない理由」にしてはならない。行政と取引のある法人等の経済的利益を保護する権限は、行政には存在しない。県との取引に係る情報の公開が、当該法人等に不利益をもたらすと判断したら、当該法人等が県との取引をやめればよいだけの問題であって、公文書の公開とはまったく関連ない。

- (3) 実施機関が部分公開とした当該情報は、「競争上の不利益」にかかる情報だけに限定されている。しかし、「解釈運用基準」に「競争上の不利益」な情報として列挙されたものは極めて限定されており、基本的には当該事業者が第三者に非公開にしている情報に限定されていると解される（顧客リスト、経営戦略、製品開発研究、各種ノウハウ等）。

行政とはいえ、一般消費者と同じ立場で新聞や電話料金を支払うような、ごく普通の商取引に基づく当該法人等からの財貨、サービスの購入に係わって入手した情報は、明らかに非公開情報から除外されている。

非公開の対象になる情報は、法人等が持つノウハウや実施機関が行政権限（許認可等）に基づき入手し、収集した当該法人等の情報などに限られる。よって、本件支出負担行為支出伝票等（添付資料を含む）に記載された書籍、小物、文房具、電話代、コピー・印刷代、その他諸サービス等の商取引関連文書が、一律に非公開ないし部分公開になることはありえない。

以上、本件支出負担行為支出伝票等に記載された法人ないし個人営業者の営業上の住所、会社名、代表者名（印影を含む）、口座名、銀行名等の非公開処理は、条例の解釈を誤ったものである。同様に、通常の商取引において公表されている「預金種目」、「口座番号」の非公開処理は、条例の解釈を誤ったものである。

また、「相手方コード」は法人等の作成した情報ではない。実施機関が、作成、使用しているものであって、単なる識別番号である。仮に「相手方コード」の公開により当該法人等に「競争上の不利益」が発生するとしたら、安易に第三者に洩らすべきでない法人等の内部情報を県が勝手に利用して、伝票などに大量かつ日常的に利用していることになる。このこと自体が、千葉県個人情報保護条例違反である。支出負担行為支出伝票に非公開情報の利用を行なっているならば、違法な利用を直ちに停止すべきであって、非公開情報の利用を野放しにしておいて、支出負担行為支出伝票等の行政活動の基本的文書の公開を拒否することは、本末転倒である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 概要

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成11年9月7日付け秘第1号の66による公文書部分公開決定を取り消すとの決定を求めるといふもの、及び本件公開請求対象文書となっている支出負担行為支出伝票の支出負担行為の取り消しを求めるといふものであり、対象文書として特定した5件の支出負担行為支出伝票ごとに2件の異議申立てがされ、合計10件の異議申立てがされた。

(2) 対象公文書

本件異議申立ての対象となった公文書は、平成10年度支出負担行為支出伝票（伝票番号264627、264629、270669、305771、305774）並びに支出負担行為支出伝票の証拠書類として添付された請求書及び見積書である（以下「本件文書」という。）。

2 旧条例第11条第3号該当性について

- (1) 本件文書のうち、法人の代表者の印影は旧条例第11条第3号に該当し、公開しないことができる情報である。

本件文書の請求書（伝票番号270669に係るものを除く）及び見積書には、債権者である法人の代表者印の印影が記録されている。これらの印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っている。また、本件文書に記載された法人の代表者印の印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有しており、このような印影が公にされることは、当該法人の競争上もしくは事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがあると認められる。

したがって、法人の代表者印の印影は、本号本文に該当し、本号ただし書きのいずれにも該当しないので、これらの印影は公開しないことができる情報である。

- (2) なお、公文書部分公開決定で非公開とした情報、契約相手方の住所及び名称、金融機関名、口座名義人、預金種目、口座番号、相手方コード、法人の社印の印影並びに通信名等の契約相手方を判明させる情報については公開する。

3 その他

本件異議申立ては、公文書部分公開決定の取り消しを求めると同時に、本件文書に基づく支出負担行為を取り消すことを求めているものであるが、

後者の異議申立てについては諮問事項ではないため、前者の異議申立てについて非公開の理由を説明する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件決定について

(1) 異議申立人は平成11年3月26日付けで、請求する公文書の概要を、総務部秘書課が作成した公文書（平成11年2月9日～2月17日）、とする公文書公開請求をした。

(2) これに対して実施機関は実施機関の説明要旨（以下「説明要旨」という。）1(2)に記載する公文書を特定し、平成11年9月7日付けで、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

本件決定において、実施機関は、本件文書に記載された情報のうち、契約相手方の名称及び住所並びに通信名等の相手方を判明させる情報、金融機関名、口座名義人、預金種目、口座番号、相手方コード並びに法人の社印及び法人の代表者印等の印影に関する情報を非公開とした。

なお、本件決定における「公文書の一部を公開しない理由」欄の記載は、「旧条例第11条第3号該当、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる。」というものであった。

2 本件決定における理由付記について

異議申立人は、「公文書の一部を公開しない理由」欄には、具体的な理由を記載する義務が実施機関にあり、旧条例の条文をそのまま記載することは違法であると指摘するので、まず検討する。

旧条例第8条第4項には、公開しない旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならないことが規定されている。この理由付記の程度は平成4年12月10日付けの最高裁判所判例において、当該公文書の種類、性質等とあいまって、公開請求をした者がその理由を当然知り得るような場合は別として、単に非公開の根拠規定を示すだけでは足りず、条例所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされている。

本件決定において、実施機関は前記1(2)のとおり決定通知書に「旧条例第11条第3号該当」と記載し、その理由について同号の条文の文言を引

用して記載しているのみで、非公開とした情報が、それぞれいずれの非公開事由に該当するのかが示していない。また、異議申立人がその理由を当然知り得るような状況があったとする事実も認められない。

よって、本件決定の理由付記の程度は旧条例に定める理由付記の要件を欠いたものであり、本件決定は取消すべきものと認められる。

3 非公開部分の妥当性について

本件決定は前記2のとおり取り消すべきものである。しかし、異議申立人は本件決定の非公開部分について旧条例第11条第3号の非公開事由に該当しないとして具体的な主張をしており、実施機関は非公開とした前記1(2)のうち説明要旨2(2)に記載する部分については公開すると説明していることから、以下、法人の代表者印等の印影部分について検討し、再決定を行う際の留意事項として指摘する。

本件文書の一部である請求書及び見積書には、債権者である法人の代表者印及び法人の契約締結権等を有する支店長印の印影が記録されている。これらの印影は、いずれも法人の代表者等の印影として認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認される。このような印影を見積書や請求書に使用されていることを理由に一律に公開してしまえば、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められ、当該印影に関する情報は本号本文に該当する。なお、当該印影に関する情報は本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、実施機関が当該法人の代表者印等の印影を旧条例第11条第3号に該当すると判断した部分については妥当と認められるが、その余の情報については公開すべきである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記2及び3に関するもの以外に様々な主張を行なっている。しかし、これらの主張は本件決定における公開、非公開の判断に直接影響を与えるものではなく、当審査会では判断しない。

5 結論

本件決定は理由付記に不備があるので取り消すべきである。

なお、実施機関は非公開とした情報のうち、法人の代表者印等の印影に関する情報以外の情報を公開すべきである。

第5 審査会の処理経過

別紙のとおり。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
16. 10. 13	諮問書の受理
16. 11. 10	実施機関の説明書の受理
17. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年1月27日現在)